

項目名

⑨ 産業廃棄物の適正処理の推進について

■ 現状（概要）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正処理する必要があるが、法令等への理解欠如や不適正処理による問題が発生している。

これらの問題の未然防止や早期発見及び指導を行うことで、産業廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めている。

■ 取組状況

1 鹿兒島地域振興局管内産業廃棄物等不法投棄対策連絡会議

取組：会議を開催（不法投棄防止強化月間（11月））

構成：管内警察，海上保安部，市村環境衛生担当者

目的：関係者の緊密な連携構築と監視・対処能力の維持向上を図る

内容：不適正処理事案発生時の連携，情報共有，意見交換

2 一般社団法人鹿兒島県産業資源循環協会日置支部との連携

取組：合同パトロールを実施（11月）

目的：産業廃棄物処理に係る事業者の業界団体との情報収集および共有

内容：不適正処理事案(疑いを含む)現場の確認

3 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）による監視指導・パトロール

取組：監視指導およびパトロール

目的：不適正処理事案の有無，現場の声等の情報収集

内容：恒常的に地域のパトロールと各種事業所の監視指導

■ 成果・課題

日置市東市来町において、外国人事業者が購入した大量のバッテリーを解体し、「鉛」を有価物として得るために、不適正処理している事案が発生した。

端緒は本年3月に地元自治会長が採水した当該事業所付近の側溝排水の水質検査で一般排水基準を大きく超える鉛が検出されたこと、また、日置市が採水した結果、事業所直近の側溝はpH1，約450m下流でpH4であることを確認した（バッテリーには硫酸が含まれる。）ことによる。

当該事業所は高さ3mの門を閉ざしており現場の様子が窺えず、また関係者からの詳細な聞き取りも困難であったことから、6月に日置市，日置警察署，県廃棄物・リサイクル対策課と合同で立入調査を行った。

現場には大量のフレコンに詰め込まれたバッテリーや，破砕機，廃バッテリー容器等が確認された。県廃棄物・リサイクル対策課から必要な指導が行われ，現在，解体作業は中止し，現場の後処理を事業者が行っているところ。

当保健所では後処理の進捗状況を日置市と定期的に確認しているところである。

■ 今後の方向性

今後も更なる監視指導の強化を図り，不適正処理事案につながるおそれのある案件について，早期対応を実施し，未然防止を図る。

■ 依頼事項等

管内において不適正処理が疑われる事案を認知した場合は，引き続き速やかな情報提供・共有に御協力いただくようお願いしたい。

廃棄物関係の対応と関係法令及び当職の関与の整理表

R5.3.11環境担当作成

関係部署	法令	細分	HC環境業務 所管該当性	コメント
	水質汚濁防止法		◎	指導根拠となる条文なし（法の規制対象となる特定施設がないため）
環境保全課	小規模事業場排水対策指針		◎	個別の事業者の指導は市町村が主体
	土壌汚染対策防止法		△	指導根拠となる条文なし（土地の形質変更の際に規制が発生する法体系のため）
廃棄物・リサイクル対策課 監視指導班（産業廃棄物係）	廃棄物処理法	産業廃棄物	◎	廃棄物であるものについては適正処理を指導できるが、それにより水質問題が解決するかは別問題
		有害使用済機器保管届出	○	趣旨には合致するが、届出をさせることで保管を容認することにもつながりかねないということで、本庁は指導に後ろ向き
廃棄物・リサイクル対策課 リサイクル推進係	自動車リサイクル法		◎	バッテリーは車から出るものであるが、バッテリーに対する法規制は存在しない。
	小規模事業場排水対策指針		◎	別表の項目に有害物質が含まれておらず、目標基準値を示せないため、実際の指導の根拠とするのは難しい。
管内市村	廃棄物処理法	一般廃棄物	×	事業所内に一廃は殆ど存在しない。
	家電リサイクル法		×	分解しないよう指導することができず、現状指導に消極的。
消防（火事関係）	消防所管法令		×	不法焼却があった場合、行わないよう指導ができる（現場対応）過去指導実績があると聞いている。
			×	危険物の届出制度が存在？するも、積極的な立入及び届出指導は行わない方針（秋電話聴取時担当談）
警察	警察所管法令		×	強制力を伴う場面で全般的な違法行為に対する指導が可能だが、何か実際に問題が生じないと動けない、との認識（鎌田代理）